

## 障がいのある人の社会参加を応援！

障害者手帳には、次の3種類があります。手帳を取得することで、障がいの種類や程度に応じて、様々な福祉サービスを受けることが出来ます。詳しくは、下記までお問い合わせ下さい。

### 身体障害者手帳

目、耳、手、内臓などに一定の永続する障害のある方が、各種の公的なサービスを受けやすくなるため交付されるものです。

障がいの範囲は、「視覚障害」「聴覚障害」「平衡機能障害」「音声機能障害、言語機能障害」「そしゃく機能障害」「肢体不自由」「心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓機能障害」に分けられ、重い方から順に1級から6級に分けられます。

### 申請に必要なもの

- 申請書（本庁健康福祉課、総合支所住民課にあります）
- 障害部位の医師の診断書（書式は本庁健康福祉課、総合支所住民課にあります）
- マイナンバーが確認できるもの ●写真（たて4cm×よこ3cm） ●印鑑

### 療育手帳（知的障害者福祉手帳）

知的障がいを持つ人に対して、各種の援助や相談を受けやすくするため、交付されるものです。障がいの程度により、A1（最重度）・A2（重度）・B1（中度）・B2（軽度）に分けられ、知能・発達の程度と日常生活能力の程度及び介護度によって総合的に判断されます。

また、熊本県福祉総合相談所で判定を受けていただくことが必要となります。

### 申請に必要なもの

- 申請書（本庁健康福祉課、総合支所住民課にあります）
- マイナンバーが確認できるもの ●写真（たて4cm×よこ3cm） ●印鑑

### 精神障害者保健福祉手帳

こころの病気（精神疾患）にかかって長期間（6か月以上）日常生活に制約がある人に対して交付されます。障がいの等級は、重い方から順に、1級、2級、3級となっており、有効期間は2年間です。

現在、精神障害を起因とする障害年金を受給中の人は、手帳申請時に診断書を省略できます。

### 申請に必要なもの

- 申請書（本庁健康福祉課、総合支所住民課にあります）
- マイナンバーが確認できるもの ●写真（たて4cm×よこ3cm） ●印鑑
- 次の①～②のうちのいずれか
  - ①指定医師の診断書（書式は本庁健康福祉課、総合支所住民課にあります）
  - ②精神障がいを受給理由とする障害者年金の年金証書の写し・直近の年金振込通知書の写し・年金情報照会に係る同意書

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 障がい福祉係 ☎0968・86・5724  
総合支所 住民課 健康福祉係 ☎0968・34・3111（内線763）

## 海外で戦死されたご遺族の皆様へ

平成30年度政府主催慰霊巡拝が実施されます。

肉親が亡くなった現地で、慰霊・追悼を行いたいという関係遺族のご要望におこたえするための慰霊巡拝です。

参加ご希望の人は本庁健康福祉課福祉係までお尋ねください。

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 福祉係 ☎0968・86・5724

## 児童手当の現況届の受付を行います

今年度も現況届の受付を下記の日程で行います。提出されない場合、6月以降の児童手当が受けられなくなりますので、必ず提出してください。

### 受付日・受付場所

菊水地区 6月11日（月）・12日（火） 本庁1階会議室  
三加和地区 6月13日（水）・14日（木） 三加和総合支所住民課窓口

### と き

午前8時30分～午後7時

### 持 参 品

- 印鑑
- 保護者（受給者と配偶者）と18歳未満の児童全員の保険証

※以下のものについては、該当する受給者のみご持参ください。

- 児童が町外にお住まいの場合は、児童世帯全員の住民票謄本と児童のマイナンバーがわかるもの
- 配偶者が町外にお住まいの場合は、配偶者のマイナンバーがわかるもの

### 対 象 者

中学3年生までの児童を養育している方（公務員の方を除く）

※日程、時間等の都合が悪い方は、ご相談ください。

※対象者には、別途文書にて通知します。



## 児童手当のお知らせ

### 支給対象

中学校3年生までの児童を養育している方（公務員の方を除く）

※公務員の方は、勤務先から支給されます。

### 支 給 額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 （第3子以降は、15,000円）
中学生	10,000円



※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、例給付として月額5,000円を支給します。

※「第3子以降」とは、高校卒業までの養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

### 支 給 時 期

原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

### 現 況 届

6月以降の児童手当を受けるには、現況届の提出が必要です。現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月以降の児童手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 子ども家庭係 ☎0968・86・5724  
総合支所 住民課 健康福祉係 ☎0968・34・3111（内線765）